

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
8月11日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則  
山口県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）……………一
- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要（二件）（環境政策課）……………一
- 生活保護法の規定に基づく施設機関の廃止の届出（厚政課）……………五
- 生活保護法の規定に基づく施設機関の指定（厚政課）……………五
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（二件）（厚政課）……………六
- 道路の位置の指定（建築指導課）……………六
- 公告  
建築士の免許の取消し（建築指導課）……………六



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第三十六号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則（昭和四十四年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十項までを一項ずつ

繰り上げる。

附 則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。



### 山口県告示第二百六十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年八月十一日から同月三十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年八月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー株式会社南陽事業所  
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

排水口	項目	排出水の汚染状態の値										
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素	リン	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )				

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種類	項目	総合排水処理施設				汚水等の汚染状態の値						
		処理後		処理前								
		変更後	変更前	変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		〃	〃	〃	八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、九四九、二九八
		〃	〃	〃	九、六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、九四九、〇九八
		〃	〃	〃	三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、九四九、二九八
		〃	〃	〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、九四九、〇九八
		〃	〃	〃	一四〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、九四九、二九八
		〃	〃	〃	二八〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、九四九、〇九八
		〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、九四九、二九八
		〃	〃	〃	一・三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、九四九、〇九八
		〃	〃	〃	二・二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、九四九、二九八
		〃	〃	〃	〇・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、九四九、〇九八
		〃	〃	〃	〇・二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、九四九、二九八

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	総合排水処理施設		使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
		変更後	変更前						
	構造	〃	堰 囲い	〃	〃	〃	(既)		(設)
	能力 (m <sup>3</sup> /日)	〃	三、八四〇、〇〇〇	〃	〃	〃			
	処理の方式	〃	沈殿	〃	二四時間	〃			
	使用時間	〃	連続	〃	変動なし	〃			

(二) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

種類	項目	七四		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		変更後	変更前						
		〃	八	〃	〃	〃	〃	〃	二、九四九、二九八
		〃	九、六	〃	〃	〃	〃	〃	二、九四九、〇九八
		〃	三	〃	〃	〃	〃	〃	二、九四九、二九八
		〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	二、九四九、〇九八
		〃	一〇	〃	〃	〃	〃	〃	二、九四九、二九八
		〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	二、九四九、〇九八
		〃	一・三	〃	〃	〃	〃	〃	二、九四九、二九八
		〃	二・二	〃	〃	〃	〃	〃	二、九四九、〇九八
		〃	〇・一	〃	〃	〃	〃	〃	二、九四九、二九八
		〃	〇・二	〃	〃	〃	〃	〃	二、九四九、〇九八

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第二百六十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年八月十一日から同月三十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年八月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 チタン工業株式会社
- 住 所 宇部市大字小串一九七八番地の二五
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 チタン工業株式会社宇部工場  
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の二五
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供する過施設
- 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	八
〃	〃	〃	九、六
〃	三	〃	二・五
〃	五	〃	四・三
〃	一〇	〃	六
〃	二〇	〃	一三
〃	〃	〃	一
〃	一・三	〃	〇・九
〃	二・二	〃	一・二
〃	〃	〃	〇・一
〃	〃	〃	〇・二
二、九四九、二九八	二、九四五、〇九八	二四〇、二〇〇	二四〇、四〇〇
二、九四九、三七六	二、九四五、一七六	二四〇、二〇〇	二四〇、四〇〇

中和酸化施設					種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値					
処理前		処理後		通 常 最 大		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	
変更前	変更後	変更前	変更後									通 常	最 大
〃	〃	〃	〃	四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、九九〇	二、八五〇
〃	〃	〃	〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、九四〇	二、八一〇
〃	〃	〃	〃	三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、九九〇	二、八五〇
〃	〃	〃	〃	三〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、九四〇	二、八一〇
〃	〃	〃	〃	三〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、九四〇	二、八一〇
〃	〃	〃	〃	一〇,〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、九四〇	二、八一〇
〃	〃	〃	〃	一〇,〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、九四〇	二、八一〇
〃	〃	〃	〃	二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、九四〇	二、八一〇
〃	〃	〃	〃	五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、九四〇	二、八一〇
〃	〃	〃	〃	六〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、九四〇	二、八一〇
〃	〃	〃	〃	〇・一九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、九四〇	二、八一〇
〃	〃	〃	〃	〇・五二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、九四〇	二、八一〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		水 素 イ オン 濃 度 (水素指数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)		鉍 油 類 (mg/l)		窒 素 (mg/l)		リン (mg/l)		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )			
	変更後	変更前	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一七〇	二〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一九〇	二四〇
二六〇口	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一八〇	二〇〇
二六〇口 (二基)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇〇	二一〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一八五	二五八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇五	二一八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三〇〇	三二〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三三〇	四〇〇

備考 「二六〇口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

氏名 施設名称 所在地 廃止年月日

山口県知事 村岡 嗣政

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施設機関から次のとおり施設所を廃止した旨の届出があった。  
令和二年八月十一日

山口県告示第百六十九号

Table with 4 main columns: No. 2 排水口, No. 1 排水口, 排水口, 項目. Rows include water quality indicators like 水素イオン濃度, 化学的酸素要求量, 浮遊物質量, 鉍油類, 窒素, 燐, and 排水の一日当たりの量 (m³).

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

Table with 4 main columns: 中和酸化ろ過施設, 中和分離施設, 処理後, 処理前. Rows show values for 変更後 and 変更前 for various parameters.

山口県告示第百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施設を担当させる機関を次のとおり指定した。  
令和二年八月十一日

杉本 功男 STREXZEN 宇部市西琴芝二丁目一三番一 令和二、六、三〇  
院和整骨院宇部琴芝 〇号

山口県知事 村岡 嗣政



角 信 治 朗	氏 名
二級建築士	二級建築士又は 木造建築士の別
第三三五〇号	登録番号
令和二、 七、三〇	免許取消年月日
死亡	免許の取消しの理由

令和二年八月十一日  
発行

発行人

山口県知事